

岐阜市民総合体育館弓道場利用者に対する指導業務仕様書

- 1 業務名称 岐阜市民総合体育館弓道場利用者に対する指導業務
- 2 業務場所 岐阜市民総合体育館（岐阜市九重町 4 丁目 24 番地）
- 3 指 導 者 毎週○曜日、○曜日には、専門的な資格または、知識、技能を有する人員を配置すること
- 4 業務内容
 - (1) 毎週○曜日、○曜日の個人使用日における利用者に対する安全な利用指導。
 - (2) 利用者に対する指導と確保。
 - (3) 指導者の員数 各日 1 名以上とする。
 - (4) 上記に定めのない事項については、必要に応じて岐阜市と指定管理者が協議するものとする。